文化庁における劇場・音楽堂等に係る専門的人材育成のための取組み

① 劇場・音楽堂等の職員を対象とした研修事業

劇場・音楽堂等の職員を対象とした、以下の各種研修事業を実施する。

(1) アートマネジメント研修

劇場・音楽堂等の円滑な運営に資するため、館長等の施設経営者及び中堅職員を対象とした研修会を実施する。また、優れた自主事業等を企画する能力の育成を図るため、劇場・音楽堂等の若手職員を対象としたアートマネジメント研修会を実施する。

(2)舞台技術職員研修

劇場・音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な専門的な知識、技術の習得を図るため、舞台技術管理者及び舞台技術管理責任者を対象とした舞台技術研修会を実施する。また、舞台技術初任者を対象とした、劇場・音楽堂等の舞台技術を行うために必要な共通技能研修会を実施する。

(3) 劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業

劇場・音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の専門職員の資質向上のため、中堅職員による他の劇場・音楽堂等での実務研修や、他の劇場・音楽堂等からの指導者の招へいなど、劇場・音楽堂等における人材の交流研修事業を実施する。

② 劇場・音楽堂スタッフ人材育成交流事業

(「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」の一事業)

「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」で採択された地域の中核劇場・音楽堂(都道府県内における舞台芸術の振興を牽引する役割を担う劇場・音楽堂)におけるアートマネジメント人材や舞台スタッフ等の人材育成を図るため、以下の取組みを支援する。

(1) 重点支援劇場・音楽堂への研修派遣

地域の中核劇場・音楽堂の企画・運営の中心的役割を担う中堅職員が、重点支援 劇場・音楽堂(我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力となる劇場・音楽堂) の企画制作現場において3ヶ月以上1年未満の実務研修を受講する。

(2) 重点支援劇場・音楽堂との交流研修

(1)に併せて、重点支援劇場・音楽堂から地域の中核劇場・音楽堂に対する指導助言のため、指導職員を受け入れ、地域の中核劇場・音楽堂における企画制作現場で、現地職員に対する指導や研修を実施する。